

留意事項 サービス管理責任者等更新研修の受講要件について

1 更新研修について

(下記内容は、平成 31 年 3 月 20 日現在の予定です。詳しくは別添の厚生労働省パブリックコメント概要を御覧ください)

- 平成 31 年度にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という。）の研修体系が改正され、新たに 5 年毎の更新研修の受講が義務化されます。5 年毎の更新研修を受講しない場合は、サビ管等の資格を喪失します。
- 更新研修は、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している方又は更新研修受講前 5 年間に於いてこれらの業務に通算して 2 年以上従事している方が受講対象となります。

→受講対象の要件は、平成 36 年度(2024 年度)以降の更新研修から適用
(平成 35 年度(2023 年度)までは不要)

2 更新研修受講に係る留意点

- これまでサービス管理責任者等研修を受講した方であっても、サビ管等ではなく支援員等として配置されている方については、更新研修受講のための実務経験を満たさなくなるおそれがありますので、計画的な職員配置等について御留意ください。
- サビ管等の資格を喪失した方は、サービス管理責任者等実践研修（平成 33 年度(2021 年度)以降実施）を受講することにより、再度サビ管等として配置することができます。
- 「やむを得ない事由※」によりサビ管等が不在となった場合は、その事由が発生した日から 1 年間、実務経験の要件を満たす方をサビ管等とみなして配置できる規定があるため、その期間中に実践研修を受講することが必要です。
- 「やむを得ない事由※」以外でサビ管等が急に不在となった場合は、後任のサビ管等候補者が実践研修を修了するまではサビ管等が欠如した状態となります。
(欠如減算期間が極力短くなるよう、実践研修の開催頻度等について今後検討していく予定です)

※以下の告示で規定されているものを指します

- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）の一のハ
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号）の四

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件等について（概要）

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第50条第1項第4号等に規定するサービス管理責任者及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）については、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）において一定の研修を修了すること等の要件が定められている。
- サービス管理責任者等への研修については、現行制度では、サービス管理責任者等の要件を満たすために1回の研修を受講することが義務付けられているところ、今般、厚生労働省で実施した新たな研修制度の仕組みに関する研究結果等を踏まえ、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるようにするなど、サービス管理責任者等の要件等について、必要な見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- (1) サービス管理責任者等の資格要件に係る実務要件について、直接支援業務に係る実務経験年数を「10年以上」から「8年以上」に改める。
- (2) サービス管理責任者等の資格要件に係る研修について、基礎研修と実践研修に分け、それぞれの科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
 - ・ 基礎研修は、サービス管理責任者等の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
 - ・ 実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- (3) 既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができることとするとともに、当該基礎研修修了者を配置することにより、

サービス管理責任者等を2人配置したものとみなすことができるものとする。

- (4) 実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失することし、当該研修の科目及び時間数を定めるとともに、以下の受講要件を定める。
 - ・ 更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間においてこれらの業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。
- (5) サービス管理責任者については、従来、介護、地域生活（身体障害）、地域生活（知的障害・精神障害）及び就労の分野別に行っていた研修を統一する。
- (6) 経過措置等
 - ① 平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、実践研修修了者とみなすものとする。ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することとする。
 - ② 実務要件を満たす者がこの告示の適用日以後平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなすものとする。
 - ③ 実践研修修了者等が、(4)及び(6)①に定める期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、(2)、(4)及び(6)①にかかわらず、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者等となることができるものとする。
 - ④ (5)に伴い、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に係る緩和措置の規定を削除する。
- (7) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第50条第1項第4号及び第215条第2項
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項

4. 告示日・適用期日

告示日 平成 31 年 3 月下旬 (予定)

適用期日 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)